

幼児教育・保育の無償化が 10月から始まります

10月1日より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもの利用料が無償となります。

※0～2歳の住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

■問合せ先

- ・保育所（園）などについて
町民福祉課児童係 ☎ 52-5810
- ・幼稚園について
学校教育課学校庶務係 ☎ 52-5812
- ・就学前障がい児の発達支援について
町民福祉課福祉係 ☎ 52-5810

給付の対象となる施設・事業	年齢と対象の世帯	補助の内容
保育所、認定こども園 (保育所部分) など	3歳～5歳児 (全世帯)	無償
	0歳～2歳児 (住民税非課税世帯)	無償
幼稚園 (新制度)・認定こども園 (幼稚園部分)	3歳～5歳児 (全世帯)	無償
幼稚園の預かり保育	3歳～5歳児 (全世帯)	『保育を必要とする事由』に該当した場合、預かり保育利用料が月額上限 1.13 万円まで無償
幼稚園 (町内では麻郷幼稚園・田布施幼稚園)	3歳～5歳児 (全世帯)	無償 (一部の幼稚園は月額上限 2.57 万円まで)
幼稚園の預かり保育	3歳～5歳児 (全世帯)	『保育を必要とする事由』に該当した場合、預かり保育利用料が月額上限 1.13 万円まで無償
認可外保育所など ※一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象	3歳～5歳児 (全世帯)	『保育を必要とする事由』に該当した場合、月額上限 3.7 万円まで無償
	0歳～2歳児 (住民税非課税世帯)	『保育を必要とする事由』に該当した場合、月額 4.2 万円まで無償
就学前の障がい児の発達支援	3歳～5歳児 (全世帯)	無償

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用について

■幼稚園

※麻郷幼稚園・田布施幼稚園はこちらに該当します。

◇利用料

- ・満3歳～5歳児（小学校就学前）までの子どもを対象に、入園料・保育料の利用者負担額は月額25,700円まで無償となります。

※給食費や通園費などは無償化対象外です。

■幼稚園（新制度）・認定こども園（幼稚園部分）

◇利用料

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもを対象に、基本的な利用料（保育料）の利用者負担額は無償となります。
- ・上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

- ・年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食（おかず、おやつなど）の費用が免除となります。

■預かり保育利用料

- ・共働き世帯など、保育を必要とする事由に該当する保育認定を受けている場合は、預かり保育利用料が月額11,300円まで無償となります。
- ・利用日数に応じて、月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）



保育所・認定こども園（保育所部分）の利用について

◇利用料

- ・満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間、基本的な利用料（保育料）の利用者負担額は無償となります。
- ・0歳～2歳児までの子どもは、住民税非課税世帯を対象として、基本的な利用料（保育料）の利用者負担額は無償となります。
- ・子どもが2人以上の世帯は、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳～2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。（年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。）
さらに、年齢を問わず、3人以上の子どもがいる世帯についても減免措置があります。
- ・上記利用料とは別に、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子どもは副食（おかず、おやつなど）の費用が免除となります。
- ・その他、ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯、本制度開始に伴い負担増となる世帯を対象に、利用料の減免措置があります。

就学前障がい児の発達支援について

◇利用料

- ・3歳～5歳児の障がいのある子どもたちのための児童発達支援などの利用者負担が無償となります。

その他の保育サービスについて

◇利用料

- ・一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター、認可外保育所などは、保育の必要性の認定を受けた3歳～5歳の子どもを対象として、月額37,000円までの利用料が無償となります。
- ・0歳～2歳児の子どもは、住民税非課税世帯を対象として、月額42,000円までの利用料が無償となります。

幼稚園の預かり保育や、認可外保育所、保育園の一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターをご利用の人のうち、無償化の対象となるのは、保育の必要性の認定を受けた子どものみとなります。

保育の必要性の認定手続きは、9月9日（月）より町民福祉課または学校教育課で受け付けますので、サービスご利用の前に手続きをお願いします。